（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の五　（略）

２　令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　令第五条の十二第一項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管（次号において「樋門等」という。）にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

二　令第五条の十二第一項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設又は樋門等に係るものに限る。）を行つた場合には、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存すること。

イ　点検の年月日

ロ　点検を実施した者の氏名

ハ　点検の結果（樋門等に係る点検については、その作動状況の確認の結果を含む。）

（使用開始等の届出）

第六条　法第十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

２　法第十一条の二第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第八条　法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　法第十二条の三第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。

３　（略）

（特定施設の使用の届出）

第九条　法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

２　（略）

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十条　法第十二条の四（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

２　（略）

（氏名の変更等の届出）

第十二条　法第十二条の七（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十三条　法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の五　（略）

２　令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存することとする。

一　点検の年月日

二　点検を実施した者の氏名

三　点検の結果

（使用開始等の届出）

第六条　法第十一条の二第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

２　法第十一条の二第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。

（特定施設の設置の届出）

第八条　法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

２　法第十二条の三第一項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。

３　（略）

（特定施設の使用の届出）

第九条　法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

２　（略）

（特定施設の構造等の変更の届出）

第十条　法第十二条の四（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

２　（略）

（氏名の変更等の届出）

第十二条　法第十二条の七（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号（法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）

第十三条　法第十二条の八第三項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。